

窓口	戸籍住民課（1階）	054-287-8611
⑥	市外へ転出するとき	【届出人】 ※マイナンバーカード（顔認証マイナンバーカードを除く）が交付されている以下の方 1 転出する本人 2 転出する本人の世帯主 3 転出する本人と同じ世帯の方 （注意）ただし、以下に該当する場合はオンラインによる届出ができません。 ・転出する方のうち、1人もマイナンバーカードを所有していない場合 ・マイナンバーカードの氏名、住所等を最新の情報に更新していない場合 ・国外転出の場合 ・転出する方と別世帯の方が手続する場合 【その他】 ・パソコンやスマートフォン等でマイナポータルにログインすることで手続きができます。 ・4桁の暗証番号、署名用電子証明書（6桁以上の暗証番号）の入力が必要になります。 ・マイナンバーカードを読み取れるカードリーダーやスマートフォン等が必要になります。 ・マイナンバーカードでオンラインによる転出届をされた方は、転出証明書は発行されません。 ・転入の際には、必ずマイナンバーカードをお持ちのうえ転入先市区町村で手続きをしてください。 ・転入した日から14日以内に転入手続きを行わないと、マイナンバーカードが失効するおそれがあります。詳しくは転入先の市区町村へお問合せください。

窓口	障害者支援課（1階）	
⑮	身体障害者手帳を持っている人が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。 問合せ先【支援係 054-202-5818】
	療育手帳を持っている人が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。 問合せ先【支援係 054-202-5818】
	特別児童扶養手当、 重度心身障害児扶養手当、 特別障害者手当、 障害児福祉手当、 経過福祉手当を受給している人が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。 問合せ先【支援係 054-202-5818】
	障害福祉サービスを利用している人が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。 問合せ先【給付係 054-287-8690】
	自立支援医療（精神通院） 自立支援医療（更生医療） を受給している人が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。 問合せ先【精神通院：給付係 054-287-8690】 【更生医療：支援係 054-202-5818】
	心身障害者扶養共済制度に加入している人が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。 問合せ先【支援係 054-202-5818】
	重度心身障害者医療費助成金受給者証を持っている人が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。 問合せ先【支援係 054-202-5818】
	精神障害者保健福祉手帳を持っている人が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。 問合せ先【給付係 054-287-8690】

窓口	保険年金課（2階）	
②0	国民健康保険の加入者、又は国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主が転出する場合	・転出される方の「資格確認書」は、転出日以降は使用せずに返却してください。 ・オンライン申請により転出手続をされた後、静岡市の国民健康保険の保険料を再計算し、保険料の金額が変更となる場合は、後日、更正通知書を世帯主のご住所に郵送します。 ・学生として転出する場合や、介護施設等に入所のため転出する場合は、別途、届け出ていただく必要があります。オンライン申請時に該当項目にチェックがある場合は、申請書と案内文を郵送します。必要書類をご返送ください。 ・世帯主が転出し、静岡市の同一住所に引き続き、国民健康保険の加入者が残られる場合には、新たな世帯主名で「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を作成して、新たな世帯主のご住所に郵送します。 ・静岡市転出後は、速やかに転入先の国民健康保険の加入手続をして、転入先の国民健康保険の「資格確認書」または「マイナ保険証と（資格情報のお知らせ）」を使用してください。 問合せ先【保険第1、第2係 054-287-8621】
②1	後期高齢者医療制度の加入者（75歳以上または一定の障害があると認定を受けた65歳以上75歳未満の方）が転出する場合	・転出後は現在の「後期高齢者医療被保険者証（または後期高齢者医療資格確認書）」が使えなくなりますので、転出先の市区町村で新しい「後期高齢者医療資格確認書」の交付を受けてください。 ・住所地特例適用の方には静岡市から後期高齢者医療資格確認書が送付されます。 ・転出先の市区町村で「負担区分証明書」が必要な場合は、下記の連絡先までご連絡ください。 ・転出後に保険料の金額が変更になる場合は、後日、更正通知書をお送りします。 問合せ先【後期高齢者医療制度担当 054-287-8612】
②2	国民年金の加入者や受給者が転出する場合	【年金加入者】 ・マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方であれば、原則住所変更に関する届出は不要です ・マイナンバーと基礎年金番号の結びつきの状況については、年金事務所へお問合せください。 【静岡年金事務所：054-203-3707】 ・また、国民年金保険料の納付書は、全国の金融機関やコンビニ等で引き続き使用できます。 【年金受給者】 ・マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方であれば、原則住所変更に関する届出は不要です。 ・マイナンバーと基礎年金番号の結びつきの状況については、年金事務所へお問合せください。 【静岡年金事務所：054-203-3707】 ・共済年金や企業年金を受給されている方は、各機関にお問合せください。

窓口	駿河税務センター（2階）	054-287-8669
②3	静岡市に住居登録があった時の課税(所得)証明が必要になった場合 原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカーの所有者が転出する場合、または市外の他の人に譲る場合（廃車）	郵便により請求していただくこともできます。詳しくは、静岡市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。 【持ち物】 ☐ 窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書（残っている場合） ※郵便でも受付しています。詳しくは静岡市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。
原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカー以外の問合わせについては下記にお願いします。 バイク（125cc超～）と普通自動車 【静岡運輸支局検査登録担当 050-5540-2050】 軽三輪・軽四輪車（660ccまで） 【軽自動車検査協会静岡事務所 050-3816-1776】		

窓口	子育て支援課（2 階）	
②4	児童手当受給者及び算定対象となる児童の兄姉（18 歳以上 22 歳以下）が転出する場合	【届出人】 受給者 詳しくは子育て支援課給付係へお問合せください。 問合せ先【給付係 054-287-8674】
	児童手当受給者が海外に転出する場合	※受給者の変更が必要になる場合がありますので、子育て支援課給付係へお問合せください。 問合せ先【給付係 054-287-8674】
	児童手当対象児童だけが転出する場合、または児童手当の対象でない児童だけが転出する場合	【届出人】 受給者 【持ち物】 ☐別居の配偶者と児童の個人番号がわかる書類 ※詳しくは子育て支援課給付係へお問合せください。 問合せ先【給付係 054-287-8674】
	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借受人、連帯借受人または連帯保証人が転出する場合	【届出人】 本人 ※持ち物はありません。 問合せ先【給付係 054-202-5815】
	子ども医療費受給者証を持っている子どもが転出する場合	「子ども医療費受給者証」を返却してください。（郵送可・代理人可） ※受給者証の返却のみ。届出は必要ありません。 問合せ先【給付係 054-287-8674】 郵送宛先 〒422-8550 静岡市駿河区南八幡町 10 番 40 号 子育て支援課 給付係
	こども園等に通園（申込）している児童・父母及び同居家族が転出する場合	【届出人】 保護者 ※通園している児童が転出する場合は退園届を提出していただきます。 ※転出先の自治体でも利用申請等の手続きが必要になります。 ※静岡市で利用していた（利用している）保育施設にも転出する旨の報告をお願いします。 問合せ先【入園係 054-287-8673】

窓口	高齢介護課（2 階）	054-287-8679
②5	静岡市で要介護認定を受けている(または申請中の)人が転出する場合	転出先の市町村の介護保険担当部署で要介護（要支援）認定を引き継ぐ手続きをしてください。 静岡市で要介護認定を申請中の方で、転出により認定結果が不要となる場合は、高齢介護課介護保険係にご連絡ください。

窓口	お客様サービス課（3 階）	上下水道お客様サービスセンター 054-251-1132
- 水道・下水道のご使用を止めるとき - 井戸水をご使用で公共下水道に排水している世帯に人数の変更があるとき	- 電話または水道使用開始・中止等申し込みフォームからお申し込みください。 - 連絡先【上下水道お客様サービスセンター 電話 054-251-1132】 - 受付時間 月曜～金曜（祝日・12/29～1/3 を除く）午前 8 時 30 分～午後 7 時 ※ただし 3、4 月は、土・日・祝日の午前 8 時 30 分～午後 5 時も受け付けます。 - 水道使用開始・中止等申し込みフォーム https://logoform.jp/form/79j2/448554	

静岡庁舎

窓口	新館 3 階 静岡市まちづくり公社（市営住宅）	054-221-1253
市営住宅入居世帯全員が転出する場合	返還届の提出（退去する 15 日前まで。用紙は静岡庁舎新館 3 階静岡市まちづくり公社にあります。） 【持ち物】 ☐ 名義人の口座番号のわかるもの ☐ 転出先の住所と電話番号	
市営住宅の名義人が転出する場合	静岡庁舎新館 3 階静岡市まちづくり公社へお問合せください。	
同居人が転出する場合	転出届出後、異動届の提出（用 8 紙は静岡庁舎新館 3 階静岡市まちづくり公社にあります。） 【持ち物】 ☐ 世帯全員が記載されている住民票の写し（転出者に×印のついているもの、続柄・本籍記載）	

窓口	新館 13 階 廃棄物対策課	浄化槽推進係 054-221-1264
し尿くみ取りが廃止になる場合または、し尿くみ取りをしている家庭で人数が減った場合	【届出人】 本人または家族（電話でも可）	

窓口	新館 14 階 高齢者福祉課	高齢者支援係 054-221-1201
外国人高齢者福祉手当を受けている人（S7.4.1 以前に生まれ、住民登録されており、かつ所得要件等あり）が転出する場合	手続きが必要ですので、【高齢者福祉課 高齢者支援係 054-221-1201】へご連絡ください。	

窓口	新館 15 階 市民自治推進課	自治活動支援係 054-221-1265
戦傷病者手帳を持っている人が転出した場合	転出先の市町村役場で手続きをしてください。	

窓口	新館 15 階 戸籍管理課 霊園・斎場係	054-221-1297
愛宕・沓谷・沼上・清水大平山霊園利用者（名義人）が転出する場合	届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し、市営墓地利用者住所変更届出書を送付いたします。 後日、つぎのものを提出または郵送していただきます。 市営墓地利用者住所変更届出書、転出先の住民票写し、市営墓地利用許可証 ※清水大平山霊園ご利用の方は、清水区役所 4 階地域総務課での手続きとなります。	
市営納骨堂利用者が転出する場合	届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し、納骨堂利用者住所変更届出書を送付いたします。 後日、つぎのものを提出または郵送していただきます。 納骨堂利用者住所変更届出書、転出先の住民票の写し、納骨堂利用許可証	

庁 舎 外

窓口	清水庁舎 8 階 児童生徒支援課	054-354-2377
公立小中学校の児童生徒が転出する場合	オンラインでの転出手続きが完了したら、今まで通学していた学校に行き、在学証明書と教科用図書給与証明書の交付を受けてください。その際、オンラインで転出手続きが完了していることを学校へ伝えてください。（春休み、夏休み等でも交付します。月～金曜日）	

窓口 動物愛護センター			
犬の飼い主として登録してある人が転出する場合		転出先の市町村役場に届出をしてください。	
		事前のお問合せは下記をお願いします。	
（連絡先）動物愛護センター			
動物愛護第 1 係	静岡市葵区産女 9 5 3 番地	（葵区・駿河区）	054-278-6409
動物愛護第 2 係	静岡市清水区役所 2 階	（清水区）	054-354-2403
蒲原支所地域振興係	静岡市清水区蒲原新田一丁目 2 1 番 1 号	（清水区蒲原）	054-385-7730

窓口		市立図書館各館			
図書館カードの交付を受けている人が 転出する場合		【届出人】 本人または家族			
〔図書館連絡先〕					
中央図書館	054-247-6711	北部図書館	054-653-1817	御幸町図書館	054-251-1868
麻機分館	054-248-5035	藁科図書館	054-278-4100	美和分館	054-296-6501
南部図書館	054-288-2151	清水中央図書館	054-354-1331	西奈図書館	054-265-2556
清水興津図書館	054-360-4311	長田図書館	054-259-7878	蒲原図書館	054-388-3456

窓口	保健所総務課 疾病対策係	054-249-3177
特定医療（指定難病）受給者が転出する場合	【届出人】 本人または家族 ※転出先での手続き完了後、受給者証を返還してください。	
小児慢性特定疾病医療受給者、自立支援医療（育成医療）受給者、未熟児養育医療受給者が転出する場合	【届出人】 本人または家族 ※転出先での手続き完了後、受給者証を返還してください。	
被爆者健康手帳を持っている人が転出する場合	転出日から 3 0 日以内に転出先の保健所に届出をしてください。	

窓口	感染症対策課 予防接種係	054-249-3173
予防接種シールの発行を受けた人が 転出する場合	・静岡市の予防接種シールは転出後には使用できないため、破棄してください。 ・転出後の接種については、転出先の自治体で手続きをしてください。	